

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和2年7月27日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府亀岡市北古世町2丁目15番1号		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） ニチコン亀岡株式会社 代表取締役工場長 小林 宏樹					
主たる業種	電子部品製造業				細分類番号	2   8   9   9	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	2017年4月から2020年3月まで						
基本方針	生産性向上及び歩留改善活動の推進により、工場で使用されるエネルギー（電力、A重油、LPG、ガソリン）の消費量を削減する。						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステム ISO14001（1998年11月取得）で定めている社内規程に基づき、事務局（EMS事務局）を設置して課単位で環境改善活動に取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,459.5 トン	4,858.4 トン	4,270.0 トン	4,660.2 トン	-15.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,618.3 トン	4,858.4 トン	4,270.0 トン	4,660.2 トン	-18.2 パーセント	
実績に対する自己評価		令和元年度は基準年度に比べて各課で取り組んでいる改善活動の効果が顕在化して温室効果ガスの排出量が8.6%削減できた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
		事業活動に伴う排出の量 (生産金額)	1.77	1.46	1.13	1.21	-28.44 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		令和元年度は各課で取り組んでいる改善活動の効果が顕在化して、原単位（温室効果ガス排出量/生産金額）は26.7%削減した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		77.0 パーセント	63.0 パーセント	63.0 パーセント	63.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	工場内のエアコンのメンテを業者に実施して貰い、省エネを推進した。連続焼成炉からバッチ炉への切り替えを実施して大幅な電力消費量の削減を図った。					
	(30)年度	工場内のエアコンのメンテを業者に実施して貰い、省エネを推進した。(毎年継続)連続焼成炉からバッチ炉への切り替えを実施して大幅な電力消費量の削減を図った。					
	(31)年度	工場内のエアコンのメンテを業者に実施して貰い、省エネを推進した。(毎年継続)連続焼成炉からバッチ炉への切り替えを実施して大幅な電力消費量の削減を図った。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	居住地から工場までで公共交通機関がある従業員は原則公共交通機関を利用しての通勤を奨励している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	温室効果ガスの排出削減及び通勤者の災害リスクの軽減					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	亀岡市役所が主管の「地球温暖化対策会議」に亀岡市の製造企業代表委員として参画している。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。